

令和4年度 就学援助制度について

大東市教育委員会

大東市では、お子様を小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者の方に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

※前年度受給された方、小学校入学準備金を受給された方も、あらためて申請が必要です。

援助を受けられる方

大東市立小・中学校又は大阪府中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、**次の項目①～④のいずれかに該当する方**です。但し、他の制度で同様の費目の給付を受けている場合は、支給されない費目があります。

- ① 申請日時点で、**生活保護を受けている方（生活保護受給中は就学援助の申請は不要です。）**
ただし、令和4年4月1日から申請日までに生活保護を受けていない期間がある方は申請が必要です。
- ② 本年度または前年度、**生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限ります）**
- ③ 申請日時点で、児童扶養手当法第4条に基づく、**児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限ります）**
- ④ 令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の世帯全員の所得の合計が、下記の認定基準額以下の世帯

世帯人数	認定基準額（所得金額）	※給与収入の方は給与所得控除後の金額
2人	2,242,000円以下	世帯員のうちに、給与収入の方がいる場合は、左記金額に給与収入の方の人数に応じて、1人あたり10万円（※）を加算。 ※給与所得控除後の金額が10万円に満たない方については、給与所得控除後の金額に相当する金額を加算。
3人	2,499,000円以下	
4人	2,928,000円以下	
5人	3,312,000円以下	
6人	3,799,000円以下	
7人	4,222,000円以下	
8人	4,646,000円以下	
9人	5,070,000円以下	
10人	5,493,000円以下	
11人	5,917,000円以下	

※ 世帯員につき、特別な事情（不慮の事故、長期療養、災害、感染症拡大等による休業、倒産、リストラによる解雇等）がある方、高額な療養費の支出がある方は別途相談・審査いたします。（身体障害者手帳等を交付されている世帯は申請時の持ち物④をご覧ください）

申請受付期間および受付場所

- ① 当初申請期間 **令和4年5月16日（月）～6月17日（金）**
※月曜日から金曜日のみ受付（休日特別受付日は受け付けます）
- ② 受付時間 **9:00 ～ 17:30**
- ③ 受付場所 **大東市立市民会館5階 研修・会議室**
(郵送による申請も可能です。申請方法は別紙をご確認ください。)

※ 特別な受付日として夜間延長受付日及び休日特別受付日を設けていますので、ご利用ください。
夜間延長受付日：5月20日（金）・5月24日（火）・5月26日（木）・5月31日（火）
は20:00まで
休日特別受付日：5月29日（日）は9:00～17:30まで

※ 申請書は上記受付場所にて配布しています。**期間前の配布はしていません。**
※ 6月17日（金）までに申請があれば認定月を4月とします。
当初申請期間以降3月の修了式の日（申請の最終期限）までの申請は、申請月を認定月とし、4月にはさかのぼりませんので、ご注意ください。

申請時の持ち物

<全員必要な物>

- ① 印鑑（認印可）
- ② 保護者名義の預貯金通帳（カードのみは受付できないことがあります）
※ ゆうちょ銀行は振込用口座の手続きをしていれば振込可能です。

<該当者のみ必要な物>

- ③ 児童扶養手当証書（毎年忘れる方が多いのでご注意ください）
- ④ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（口頭での申告はできません）
※ 令和4年度において、世帯員に上記の手帳が交付されている場合は、手帳が交付されている人数に75万円を乗じた額を世帯所得から差し引いて審査します。

認定・否認について

申請書の内容を審査し、8月中旬頃に保護者宛に郵送で通知します。
認定に際し、必要に応じて、学校長や民生委員の所見を求めることがあります。

支給方法

保護者名義の預貯金口座に振り込む方法（直接支給）と、学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）があります。

※間接支給を希望される方につきましては、電子メールでの申請はできません。

支給時期

1学期分（4月～7月）は9月下旬、2学期分（8月～12月）は1月下旬、3学期分（1月～3月）は3月下旬の支給予定です。

注意事項

- ① 就学援助の認定を受けても、学校徴収金の支払いは必要です。不足が生じる場合や支払いが困難な場合は、学校とご相談ください。
- ② 学校徴収金に未納・滞納が生じた場合は、学校からの報告に基づき、振込方法を、学校長を通じて保護者に支給する方法 （間接支給）に変更いたします。
- ③ 認否決定に伴う所得額確認のため、担当職員が本市課税台帳を閲覧させていただきます。また、住民情報確認のため、本市住民基本台帳を閲覧させていただきます。
- ④ 就学援助費の申請後、振込口座を変更・廃止等された場合は必ず届出してください。届出がない場合、振込ができませんのでご注意ください。
- ⑤ 教育委員会での申請が困難な場合は、学校経由での申請も受けますので、学校にご相談ください。ただし、学校経由で申請される場合は、必ず6月13日（月）まで（平日のみ受付）に学校に提出してください。
- ⑥ 小学校入学準備金の支給を受けた場合であっても、裏面の支給費目（小学校新入学学用品費を除く）の受給を希望される場合は、今年度の就学援助申請が必要になりますのでご注意ください。

問い合わせ先

大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課
電話 072-870-9642（直通）

両面に案内が印字されています。裏面もご覧ください。

備考1) 支給費目表

令和4年度就学援助費支給予定額

◇小学校

費目	学年	金額			備考
新入学学用品費	1年生	54,060円			小学1年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に1学期分と合算で支給予定 ※6月18日以降の申請には支給できません。 ※小学校入学準備金を受給した方は支給できません。
中学校入学準備金	6年生	60,000円			小学6年生の3月1日時点で受給認定を受けている場合に3学期分と合算で支給予定
学用品費	1年生	年間 11,630円以内	1学期分	3,950円	認定月により支給額が変わります。
			2学期分	4,800円	
			3学期分	2,880円	
	2～6年生	年間 13,900円以内	1学期分	4,700円	
			2学期分	5,750円	
			3学期分	3,450円	
オンライン学習 通信費	全学年	年間 14,000円	1学期分	4,800円	
			2学期分	5,750円	
			3学期分	3,450円	
校外活動費 (泊なし)	全学年	実費(年間1,600円以内)			実費とは実際にかかった費用をいいます。 認定日以降が対象です。 実施学期ごとに支給します。
校外活動費 (泊あり、林間臨海スキー等)	5・6年生	実費			
修学旅行費	6年生	実費			

◇中学校

費目	学年	金額			備考
新入学学用品費	1年生	60,000円			中学1年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に1学期分と合算で支給予定 ※6月18日以降の申請には支給できません。 ※小学校6年生で中学校入学準備金を受給した方は支給できません。
学用品費	1年生	年間 22,730円以内	1学期分	7,610円	認定月により支給額が変わります。
			2学期分	9,450円	
			3学期分	5,670円	
	2～3年生	年間 25,000円以内	1学期分	8,360円	
			2学期分	10,400円	
			3学期分	6,240円	
オンライン学習 通信費	全学年	年間 14,000円	1学期分	4,800円	
			2学期分	5,750円	
			3学期分	3,450円	
校外活動費 (泊なし)	全学年	実費(年間2,310円以内)			実費とは実際にかかった費用をいいます。 認定日以降が対象です。 実施学期ごとに支給します。
校外活動費 (泊あり、林間臨海スキー等)	1・2年生	実費			
修学旅行費	3年生	実費			

- ※ 表中の支給額は予定額です。実際の支給額は、国の通知等により変更することがあります。
- ※ 新入学学用品費、中学校入学準備金を他市町村で受給されている場合または教育扶助の入学準備金を受給されている場合は、新入学学用品費、中学校入学準備金は支給対象となりません。
- ※ 就学援助の認定期間中は給食費の徴収はしません。認定を受けるまでは給食費をお支払いいただき、認定後にお支払いいただいた分を返金させていただきます。
- ※ 独立行政法人スポーツ振興センターの共済掛金（４６０円）は１０月下旬に返金予定です。（ただし、５月１日時点の認定者に限ります。）
- ※ 年度途中で転出等により大東市立学校又は大阪府立中学校以外に通われる場合、通われていた学校の転出日をもって就学援助の受給資格は廃止となり、在学期間中の金額しか支給しません。新しい学校での就学援助の受給を希望される場合は、転出先の市町村等で受給申請をしてください。

備考２）医療券について

就学援助受給認定者の児童・生徒が次の疾病になった場合、医療費を援助しています。

1. 次の二つの要件をどちらも満たす方が、医療費援助を受けられます。

- ① 就学援助制度で要保護・準要保護として認定された児童・生徒であること。
- ② 次の疾病（学校病）のいずれかに該当すること。
 - 眼科・・・トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外）
 - 耳鼻咽喉科・・・慢性副鼻腔炎（急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外）・中耳炎・アデノイド
 - 皮膚科・・・白せん・疥せん・のうかしん
 - 歯科・・・う歯（虫歯）
 - その他・・・寄生虫病

2. 医療費の援助を受けるためには、「医療券」が必要です。

- ・病院等に行く前に、教育委員会学校管理課で医療券の発行を受けてから、健康保険証と共に、病院等に提出して受診してください。（子ども医療証の提示は不要です。）
- ・就学援助の認否判定前（４月～８月）でも医療券の発行は可能です。ただし、就学援助を申請しなかった場合、または審査結果が否認だった場合は、医療費を返還していただきます。また、発行した医療券のうち、未使用のものがある場合には、必ず学校管理課へ返還してください。

備考３）所得の申告について

就学援助制度を申請する保護者は、令和３年中の所得の有無にかかわらず、必ず令和４年度住民税の申告を済ませておいてください。

令和４年１月２日以降に大東市に転入された方は、令和４年度住民税決定通知書（６月中旬までに郵送されます）か、前住所の住民税担当課から６月中旬頃に発行される令和４年度住民税決定証明書を、必ず提出してください。

所得の申告や、書類の提出が遅れた場合、就学援助費を予定日に振り込むことができない場合や、否認定となることもありますので、ご注意ください。

○当初申請期間 **令和４年５月１６日（月）～６月１７日（金）**
９：００～１７：３０

※月曜日から金曜日のみ受付（休日特別受付日（５月２９日（日））は受け付けます）

※詳しくは表面をご覧ください。

○問い合わせ先 **大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課**
電話 ０７２－８７０－９６４２（直通）

両面に案内が印字されています。表面もご覧ください。